

# 日野都市計画地区計画の決定（日野市決定）

都市計画日野駅北地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	日野駅北地区地区計画
	位 置※	日野市新町一丁目及び栄町一丁目各地内
	面 積※	約4.0ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、土地区画整理事業により健全な市街地が形成、整備される地区である。また、JR中央線日野駅に隣接する区域であり、国道20号線と都市計画道路（日3・4・17号線）に隣接することから、建築物の規制、誘導を積極的に推進し、市の三大商業核の1つである日野駅周辺の商業地の活性化の一助として、市民の生活軸の中心にふさわしい魅力ある商業・業務地と、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図り、事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区を4地区に区分し、地区の特性に見合ったまちづくりを進めるため、土地利用の方針を次のように定める。 〔店舗地区（A）〕 市民の生活軸の中心としてふさわしい商業・業務を主体とした高度な土地利用を図る地区として誘導を図る。 〔店舗地区（B）〕 店舗地区（A）と一体となった健全で魅力のある商業・業務を主体とした地区として誘導を図る。 〔住宅地区（A）〕 良好な中高層の住環境の形成を目指し、敷地の細分化を防止するとともに、ゆとりとうるおいのある市街地の形成及び保全を図る。 〔住宅地区（B）〕 良好な低層の住環境の形成を目指し、敷地の細分化を防止するとともに、ゆとりとうるおいのある市街地の形成及び保全を図る。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により一体的に整備される道路、公園及び水路の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な街並みの形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最低限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。

地 区 建 築 物 等 に 関 する 事 項 計 画	位 置		日野市新町一丁目及び栄町一丁目各地内			
	面 積		約4.0ha			
	地区の区分	名 称	店 舗 地 区 (A)	店 舗 地 区 (B)	住 宅 地 区 (A)	住 宅 地 区 (B)
		面 積	約1.4ha	約0.6ha	約1.3ha	約0.7ha
	建築物の用途の制限※		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫。 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に掲げる建築物又は施設。		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 兼用住宅で出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用して自家販売のために食品製造業を営む米屋又は豆腐屋。 2 兼用住宅で出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用する昼屋又は建具屋。 3 公衆浴場。	
			3 風営法第2条第6項第3号の政令で定める興行の用に供するもの。 4 風営法第2条第6項第5号の店舗の用に供するもの。 5 1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの。ただし、2階以上に供するものの玄関、階段等はこの限りでない。			
	建築物の敷地面積の最低限度		150㎡	130㎡		120㎡
	壁面の位置の制限		計画図に表示する部分においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、地盤面からの高さが2.5m以上の建築物の部分は、この限りでない。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.6m以上としなければならない。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが 2. 3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であること。 2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。	

地区 整 備 計 画	建築物等の高さの最低限度	10m。ただし物置その他これに類する用途に供する建築物は、この限りでない。	7m。ただし物置その他これに類する用途に供する建築物は、この限りでない。		
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物の外壁及びこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調とする。 2 屋外広告物は過大とならず周辺環境と調和するよう、色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観風致を損なわないものとする。			
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさく（門柱を除く。）の構造は生垣又は透視可能なフェンスとする。ただし、高さ0.6m以下のブロック塀等はこの限りでない。			

※は知事同意事項

「区域、地区の区分及び店舗地区（A）の壁面の位置の制限がかかる部分は計画図表示のとおり」

理由：土地地区画整理事業の効果の維持と保全を図り、地区の良好な市街地の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。